十六、夏季休暇ヲ改善セヨ 但シ一週間以上
十七、日給者ヲ月給者ニセヨ
十八、婦人従業員ニ生理休暇ヲ与ヘヨ
十九、新規従業員採用ノ場合ハ従業員ノ承認ヲ求メルコト
二十、技芸士税會社負担ニセヨ
二十一、罷業期間手当ヲ即時倍額ニセヨ
二十二、争議中ノ給料全額及争議費用ノ一切資本家側ニテ負担セヨ
二十三、本争議ニ依ル犠牲者ヲ絶対ニ出サヾルコト
二十四、中谷貞頼ハ即時引責辞職セヨ

八月二十五日

日活 日興 會社 御中

日活日興全従業員

労秘第一八九二四號
昭和九年八月二十九日

警視総監 藤沼庄平

内務大臣 後藤文夫 殿
社會局長官 殿
各廳府縣長官 殿

日本活動寫眞株式會社労働争議ニ関スル件

發生	八、二四　解決
使用労働者	五七八 内女一四七
争議参加者	五八 内女一七
波及地域	東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡、福島、長野、奈良、和歌山、山口、高知
関係労働組合	日本映画従業員組合

9. 8. 31
5881

要旨

一、日活本社ニアリテハ各直営映画館ニ対シ「トーキー化」採用ノ「レコード化」及日本劇場経営等ニ依リ一部従業員ノ転勤並ニ新協定書ヲ作製シ調印方懇願セリ
二、従業員側（日映所属）ニアリテハ大量馘首ノ前提ナリトシ種々対策協議ヲ為シ本月二十二日従業員大會ヲ開催（前報通リ）争議決行ヲ決議セリ
三、本月廿四日午後三時四十五分大原外八名ハ嘆願書ヲ携ヘ本社ヲ訪問、八木橋総務部長ト會見提出セリ